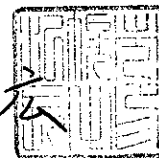


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月 // 日

札幌市長 秋元克広



札幌市条例第18号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第3項中「北4東6周辺地区地区整備計画区域」の次に「、平岡3条5丁目地区地区整備計画区域（緑保全型整備地区を除く。）」を加える。
- (2) 別表1 澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

平岡3条5丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画平岡3条5丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

- (3) 別表2 澄川6条3丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

平岡35丁目地区整備計画区域	商業務地区	<p>(1) 住宅等  (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿  (3) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）  (4) 自動車教習所  (5) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  (6) 倉庫業を営む倉庫</p>				129,000		外壁の面積から都市計画道路厚中通り及び市北里塚の路界までの距離	10	27
----------------	-------	---	--	--	--	---------	--	---------------------------------	----	----

<p>緑保 全型 整備 地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの  (1) 店舗等の用途に供する建築物のうち、政令第130条の3第1号若しくは第7号又は第130条の5の3各号に掲げるもの  (2) 病院又は診療所  (3) 幼稚園、保育所又は集会所  (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので政令第130条の4各号に掲げるもの</p>					<p>10</p>
--------------------------------	--	--	--	--	--	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。